

水先制度の抜本改革の あり方について

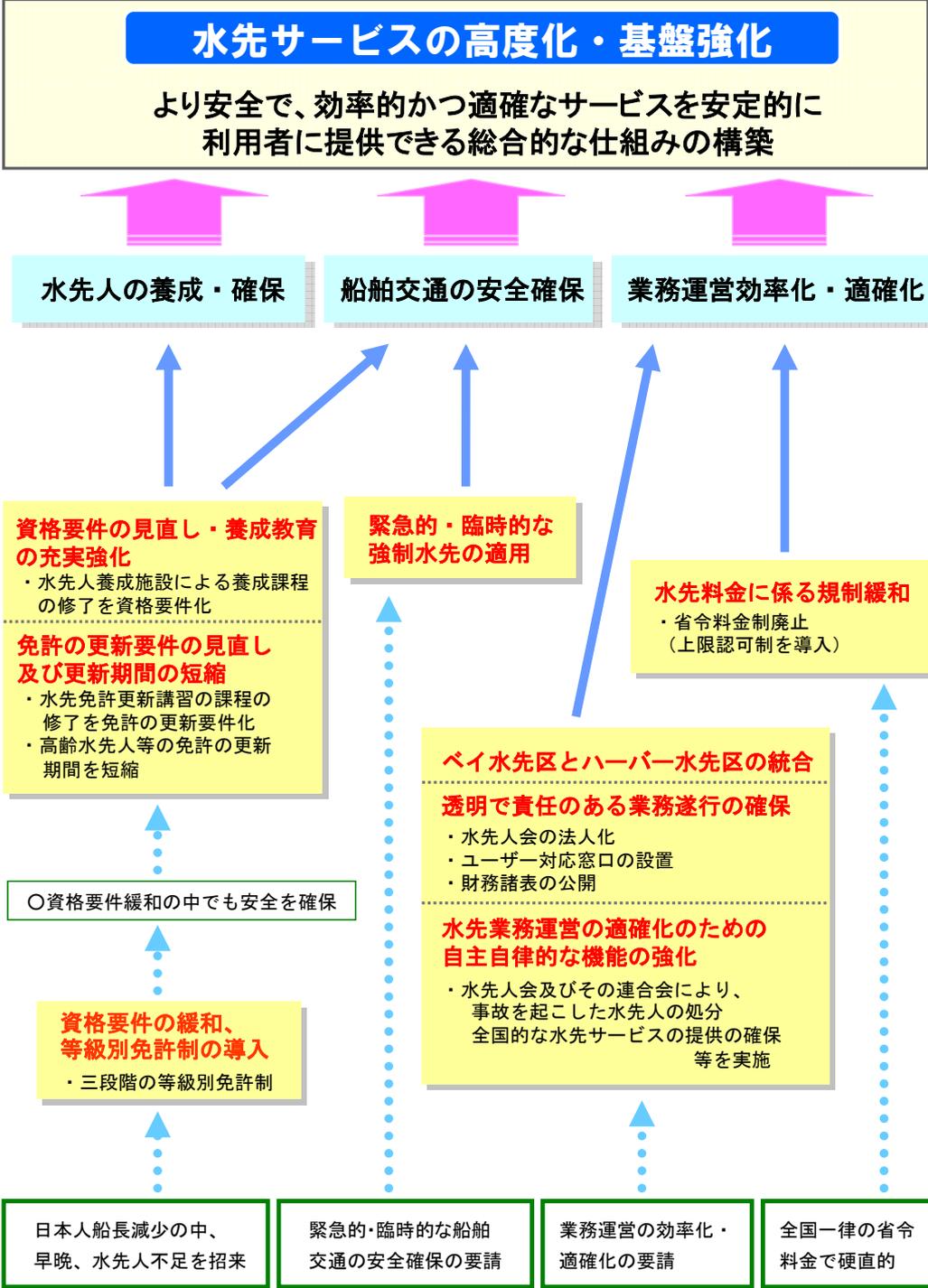
～ 答申の要点（案）～

水先制度改革

〈施策の目的と効果〉

〈具体的施策〉

〈問題点〉



水先人不足の到来への対応～免許制度等の見直し～

現行制度

現行の資格要件：船長3年

※3千トン以上の船舶
(平水区域のみを航行区域とする船舶を除く)

(水先人の供給源＝外航船長)

日本人船長の不足

○年間最低30名程度の
新規採用が必要

・数年後には、候補者が30
名を大幅に下回る見込み

このままでは、
早晚、水先人不足！

対策

1. 資格要件の緩和

等級別免許制の導入

<資格要件>

1級：現行水先人と同等

2級：一定の船長・航海士経験

3級：三級海技士免許を有する
新規学卒者等

水先人の安定的かつ
継続的な確保

2. 試験等の制度改正

養成教育制度の導入

座学、シミュレータ訓練、船社、タグ会社等による
実地訓練、水先現場における実地訓練を
一体的に実施

- 公正で適確な養成教育の実施の確保
- ・養成施設の登録制
- ・公平・公正な参入要件

免許更新制度の見直し

- 免許更新期間の見直し
- ・2級又は3級水先人であって初めて免許を
受けた者等一定の要件に該当する者は、
免許の更新期間を短縮
- 免許更新時における講習制度の創設
- ・更新講習の登録制

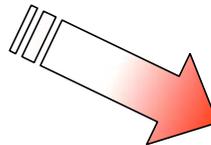
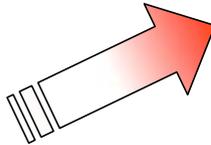
資格要件の緩和による供給源拡大・多様
化に対応しつつ、水先人の安全レベルの
維持・向上を図る。

水先業務運営の適確化

現行の水先業務運営の問題点

- 水先人会による水先人の選任過程が不透明
- 水先人会の運営や経理が不透明
- 事故を起こした水先人が特段の処置なく業務を継続する等ユーザーに対する責任を果たしていない

等



水先人会の業務運営の見直し

- 引受水先人の選任に関するルールの方策、開示等による明確化
- 統一の会計基準による処理、財務情報の公開等により、水先人会の運営、経理の明確化
- ユーザー対応窓口や業務運営協議会の設置によるユーザーサービスの向上
- 上記措置の効果的な実施のため、水先人会を法人化し、責任を明確にして遂行

等

自主・自律的な水先業務運営の取組み

- 海難事故を起こした水先人、業務の怠慢等の水先人に対する処分
- 上記水先人に対する再教育等の実施
- 上記措置の効果的な実施のため、水先人会及びその連合会を通じて、自主・自律的に遂行

等

水先料金規制の見直し

水先業務運営の効率化

現行の料金制度

- トン数、距離をベースに全国一律の基準で算定
- 省令において規定

<問題点>

- 水先人業務効率化のインセンティブが働きにくい
- ユーザーの意向が反映されにくい
- コストとの乖離

水先料金規制の見直し

省令料金制度の廃止

認可料金制の導入

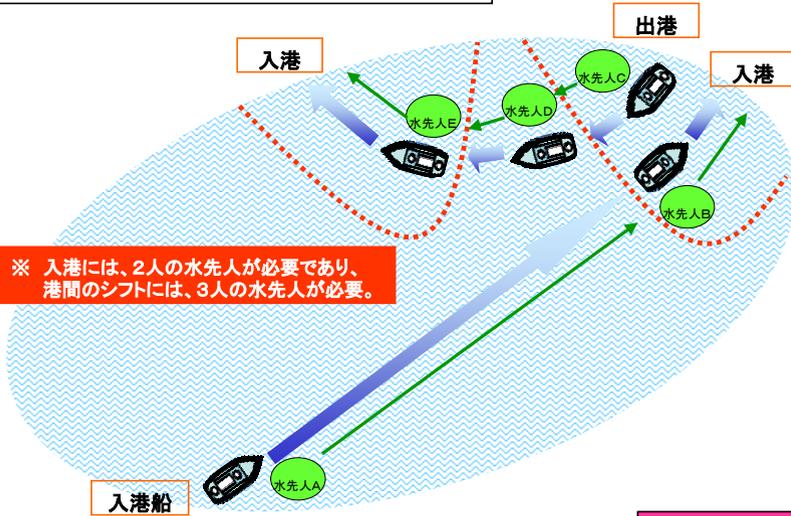
- ・上限認可制(上限の範囲内で事前届出)
- ・料金変更命令

- 水先人の自主性が発揮でき、業務効率化に繋がる。
- ユーザーの意向等を踏まえ、柔軟かつ迅速に料金設定ができる。
- コストを適確に反映した料金設定が可能となる。
- 行政の関与は、公益的なサービスとしての対価のあり方に配慮しつつ、必要最小限のものとなる。

同一湾内における水先業務の一元化

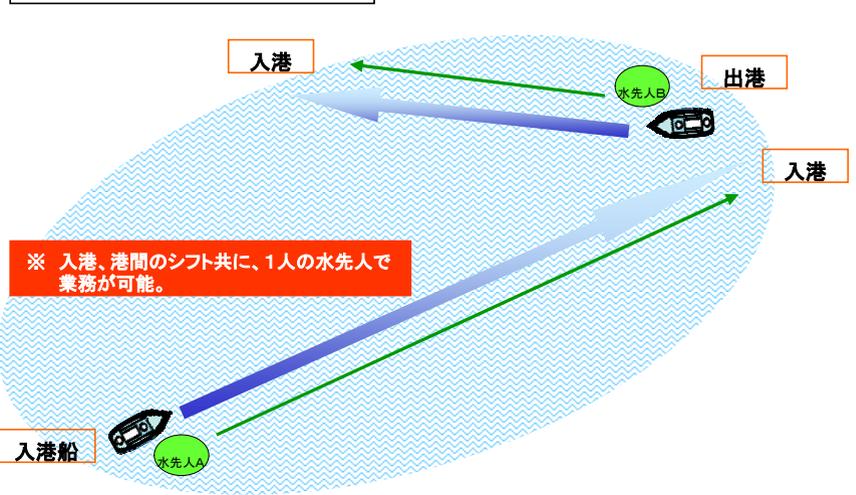
< 現行 >

複数の水先人が乗り継いで業務実施



< 改革後 >

一人の水先人で業務実施



ベイ・ハーバー水先区の統合

- 1人の水先人で航行可能
- 乗継ぎの解消
- 足船の省略等によるコスト削減

船社

3つの水先人会で対応

ベイ水先人会

Aハーバー水先人会

Bハーバー水先人会

※ 各水先人会では、それぞれの水先区を担当する水先人のみを確保している。このため、通し業務には複数の水先人が必要となる。

水先人

水先人

水先人

船社

1つの水先人会で対応

水先人会

※ ベイ・ハーバー水先区の統合により、1人の水先人で通し業務が可能となる。

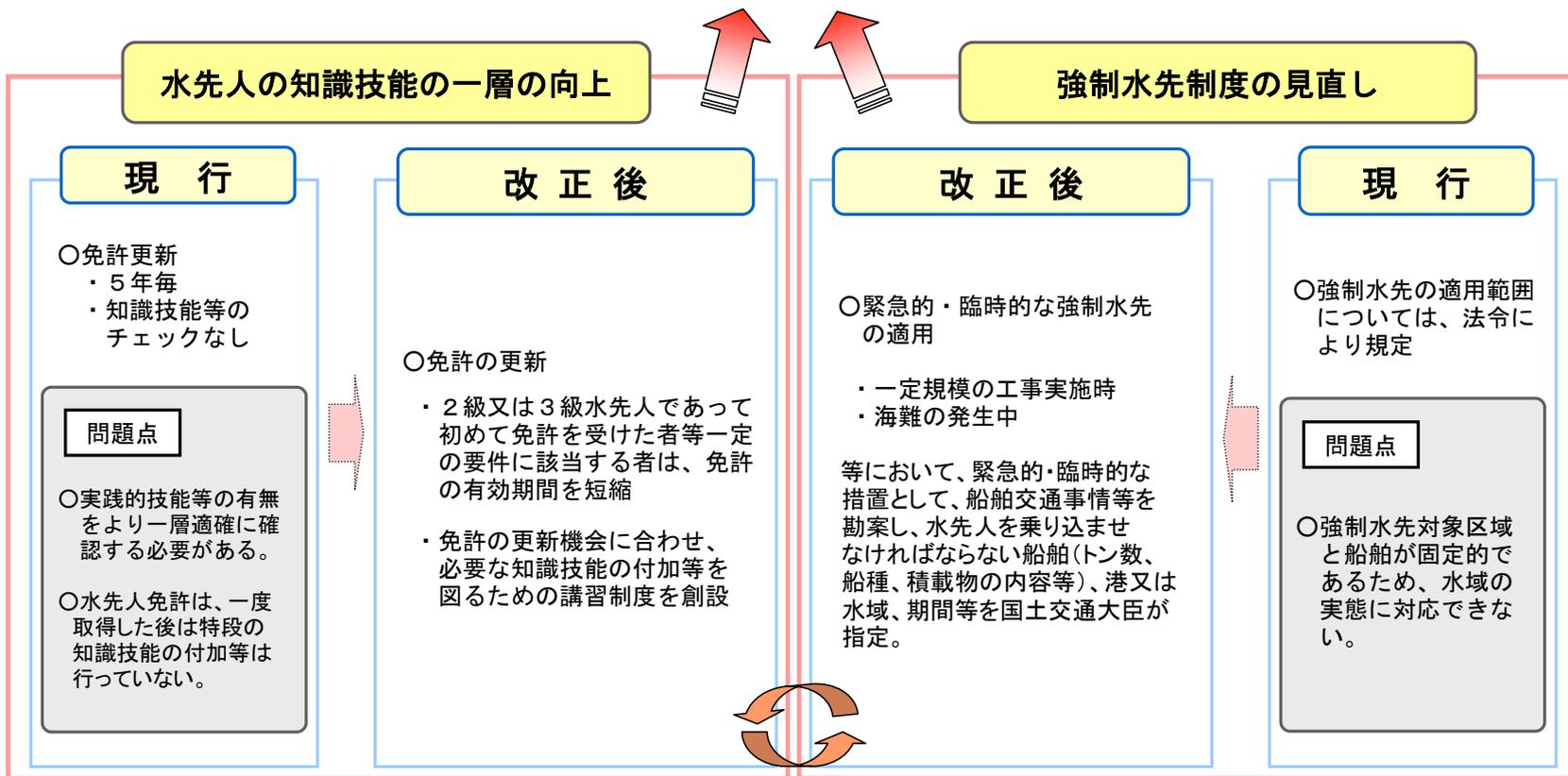
水先人

水先人

水先人

水先人の安全レベルの維持向上等を通じた安全確保

船舶交通のさらなる安全確保



人と対象の両面からの安全性の向上